### 指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者証の記載変更に関するご案内

## 令和3年3月1日から

# 受給者証に記載されていない指定医療機関でも受給者証を使用できるようになります!

令和3年3月1日以降、受給者証に記載されていない病院・診療所・薬局・訪問 看護ステーション・介護医療院についても、「難病法に基づき指定された指定医療 機関」または「児童福祉法に基づき指定された指定医療機関」であれば、受給者証 を使用できるようになります(新受給者証の記載例は裏面をご覧ください)。

受給者証に記載されている病名、疾病名及び当該疾病に附随して発生する傷病に関連する医療のみが医療費助成の対象となります。

受給者証に記載されている病名、疾病に関連しない医療や保険診療外の医療等は助成対象とはなりませんので、ご注意ください。

- ◆ 受給者の方が受診された際には、窓口で受給者証と自己負担上限額管理票を確認し、 受給者証に記載されている病名、疾病にかかる治療であることを確認したうえで公費を 適用し、自己負担上限額管理票を記載してください。
- ◆ 三重県では、受給者証の有効期間終了日が「令和2年3月1日から令和3年2月28日までの方」について、有効期間を1年間自動延長する取扱いとしており、有効期間を延長した受給者証は発行しておりません。

(ただし、令和2年5月1日から令和2年6月30日の間に新規認定された方は自動延長の対象ではありませんので有効期間についてご不明な点があれば、受給者証に記載の各保健所へお問い合わせください。)

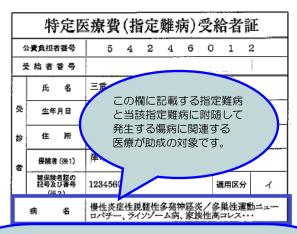
旧表記の受給者証であっても、令和3年3月1日以降は指定医療機関であれば受給者証に 記載がなくても公費適用していただけます。

なお、令和3年10月の更新以降は、全面的に新受給者証へ移行します。

- ◆ 受給者が行う受給者証記載の**指定医療機関の変更・追加等の変更申請も令和3年3月1日 以降は不要**となります。
- ◆ 受給者のみなさまには、令和3年2月中にご案内を送付し周知します。 また、案内は三重県のホームページにも掲載します。
  - \* 本案内は、三重県の指定難病及び小児慢性特定疾病医療受給者証についての取扱いの ご案内になります。各都道府県・政令指定都市によって異なる場合がありますので、 三重県以外の取扱いにつきましては各自治体へお問い合わせください。

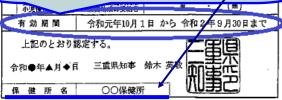
【お問合せ先】 三重県津市広明町13番地 三重県医療保健部健康推進課 TEL:059-224-2334

#### 【難病】



有効期間終了日が「令和2年3月1日から令和3年2月28日まで」 の方は、自動延長されていますので、記載されている有効期間に 1年加えた日まで有効です。

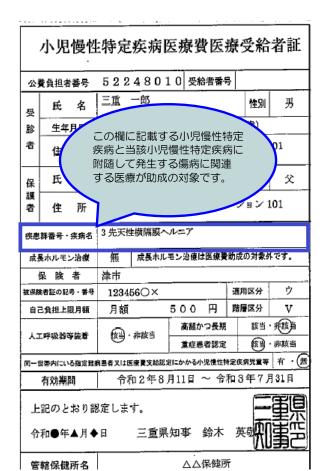
\*ただし有効期間の初日が令和2年5月1日から6月30日までの 新規認定の方は自動延長の対象ではありませんので、有効期間に ついてご不明な点があれば、受給者証に記載の各保健所へお問い 合わせください。



※1 後期塞勤者医療広域連合を含む ※2 後期高齢者医療制度においては被保険者番号

	指定医療機関
名 称	三重県立〇×病院
所在地	三重県〇〇市××
有効期間	令和元年10月1日 ~ 令和2年9月30日
名 称	○△クリニック
所在地	三重県◎◎郡**町●●
有効期間	令和元年10月1日 ~ 令和2年9月30日
名 称	△□闘剤薬用
所在地	三重県◆◆市○△
有効期間	令和元年10月1日 ~ 令和2年9月30日
名 称	□×訪問看護ステーション
所在地	三重県△△市□□
有効期間	令和元年10月1日 ~ 令和2年9月30日
名 称	★◎介護医療院
所在地	三重県★★市◇◇
有効期間	令和元年10月1日 ~ 令和2年9月30日
名数	***
上記に記載のない医療機関でも難病法に基づき 指定された指定医療機関であれば使用できます。	
所任地 有効期間	
*この受給者駆に記載がない場合でも、難病法に基づき指定された指定医 接機関であれば使用できます。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

### 【小慢】



受	: 診 指 定 医 療 機 関
名 称	三重県立〇×病院
所在地	三重県〇〇市××
有効期間	令和2年8月11日 ~ 令和3年7月31日
名 称	O <u></u>
所在地	三重県★★市◇◇
有効期間	令和2年8月12日 ~ 令和3年7月31日
名 称	△□調剤薬局
所在地	三重県◎◎郡**町●●
有効期間	令和2年8月12日 ~ 令和3年7月31日
名 称	□×訪問看護ステーション
所在地	三重県△△市□□
有効期間	会和2年8月12日 ~ 令和3年7月31日
名 称	
所在地	1
有効期間	
上記に記載のない医療機関でも児童福祉法に基づき 指定された指定医療機関であれば使用できます。	
有効期間	
*この受給者証に記載がない場合でも、児童福祉法に基づき指定された指定医療機関であれば使用できます。 *疾患群番号・疾病名欄に記載する小児慢性特定疾病及び当誌小児慢性特定疾病に附随して発生する傷病に関連する医療が助成の対象です。	